

小石原川ダム建設事業の利水対策案の提示、 利水参画者等への意見聴取について

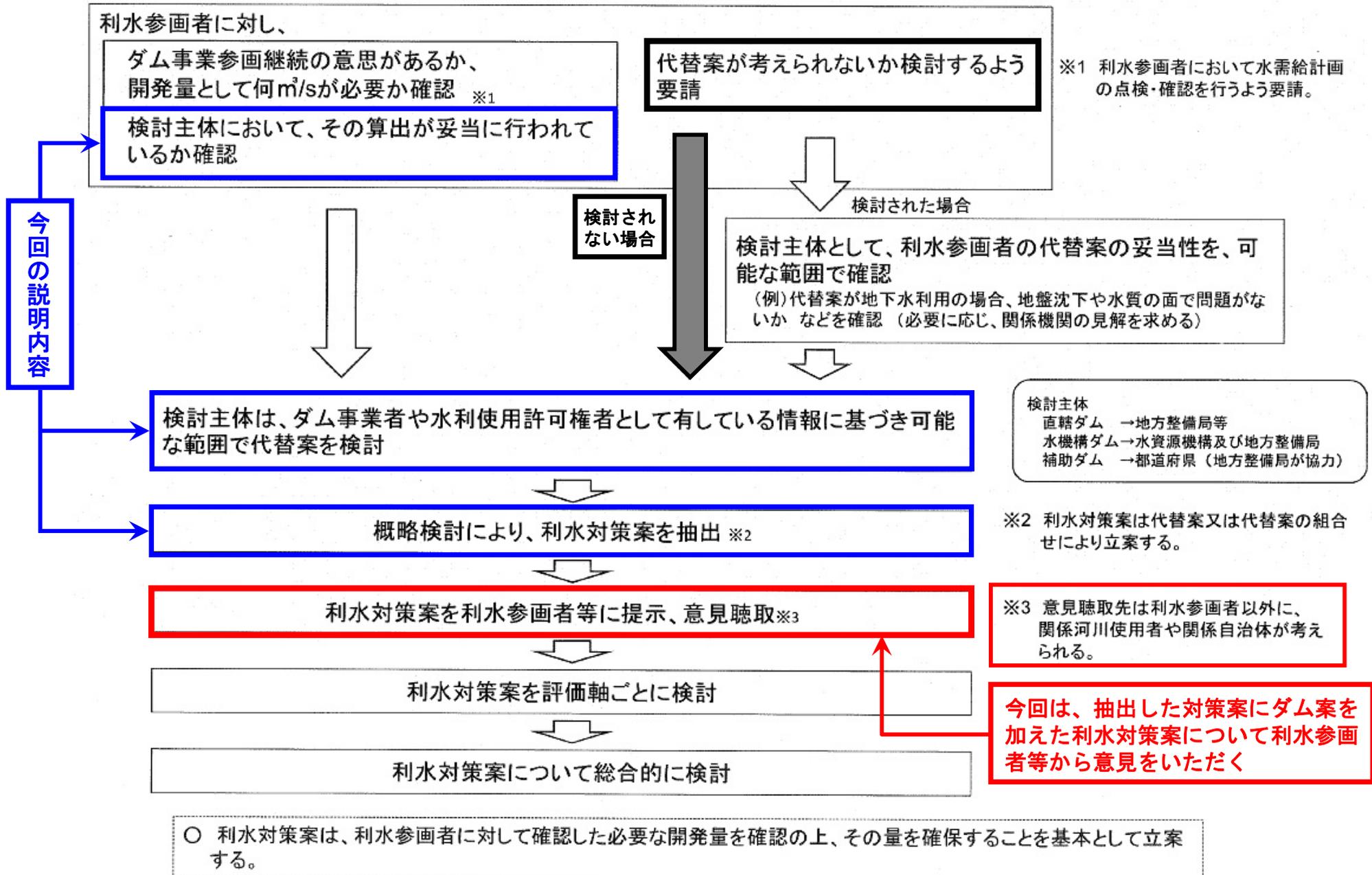
平成23年12月15日

国土交通省 九州地方整備局
独立行政法人 水資源機構

利水対策案の利水参画者等への提示、意見聴取

個別ダムの検証における新規利水の観点からの検討

【別紙6】



利水対策案の利水参画者等への提示、意見聴取（案）

（案）

国九整河計第 号
23ダ事第 号
平成23年 月 日

関係者あて

国土交通省 九州地方整備局長

独立行政法人 水資源機構理事長

小石原川ダム建設事業の利水対策案について（意見聴取）

日頃から国土交通行政及び水資源機構事業に関してご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、平成21年度に国土交通大臣から国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めることが示され、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（平成22年9月28日付け国河計調第7号）に基づいて検証に係る検討を実施しております。

このたび、国土交通省九州地方整備局及び独立法人水資源機構において、複数の利水対策案について検討を行ったことから、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目第4再評価の視点1（2）④i）新規利水の観点からの検討の進め方からの検討により、今回抽出した利水対策案に関する貴職の意見を求めます。

つきましては、平成23年 月 日（ ）までに、回答いただきたくお願い申し上げます。なお、これまでの検証の状況については、九州地方整備局及び水資源機構のホームページにて公開しております。

九州地方整備局ホームページ

<http://www.qsr.mlit.go.jp/n-kawa/kensyo/06-koisiwaragawa/kensyo-koisiwaragawa.html>

水資源機構ホームページ

<http://www.water.go.jp/honsya/honsya/verification/koishi.html#A01>

お問い合わせ先

国土交通省九州地方整備局 河川部 ○○○○

（独）水資源機構 筑後川局 ○○○○

※意見聴取の期間は、概ね1ヶ月程度を予定している。

利水対策案の提示、意見聴取先

再評価実施要領細目第4 再評価の視点1 (2) ④ i) より

(前略) …その後、概略検討により、利水対策案(代替案又は代替案の組合せにより立案する。)を抽出し、利水対策案を利水参画者等に提示し、意見聴取を行う。意見聴取先は利水参画者以外に、関係河川使用者や関係自治体が考えられる。…(後略)

- ・再評価実施要領細目第4再評価の視点1 (2) ④ i) より、以下の利水参画予定者、関係河川使用者(利水に関して河川に権利を有する者又は許可を受けた者)や関係自治体として、以下の機関を抽出。

①利水参画予定者

福岡県南広域水道企業団、うきは市

②利水対策案に関係する主な河川使用者

九州農政局、福岡県、福岡市、朝倉市、鳥栖市、
両筑土地改良区、耳納山麓土地改良区、
山神水道企業団、福岡県南広域水道企業団、福岡地区水道企業団、佐賀東部水道企業団、
九州電力(株)

③利水対策案に関係する自治体

福岡県、大分県、久留米市、筑紫野市、うきは市、朝倉市、東峰村、日田市

④「小石原川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」構成員

福岡県、佐賀県、久留米市、朝倉市、筑前町、東峰村、大刀洗町